

障害者差別解消法って どんなもの？

すみ だ く やく しょ そう だん まど ぐち
墨田区役所における相談窓口

しょうがい しゃ さ べつ かん そう だん まど ぐち
障害者差別に関する相談窓口

しょうがい しゃ ふく し か
障害者福祉課 障害者基幹相談支援センター

でん わ
電話 03-5608-2833

ファックス
FAX 03-5608-6423

イーメール
E-mail kikansoudan@city.sumida.lg.jp

しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう せい ど ない よう
障害者差別解消法の制度内容や
区の施策について

しょうがい しゃ ふく し か しょう む がかり
障害者福祉課 庶務係

でん わ
電話 03-5608-6466

ファックス
FAX 03-5608-6423

イーメール
E-mail SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp

※相談内容に応じて、他の相談窓口をご紹介します場合があります。

※区の事業に関する相談は、担当部署におつなぎする場合があります。

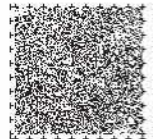


つながる
墨田区

障害のある人もない人も
笑顔で暮らせるすみだへ



すみだふれあいセンター福祉作業所の
メンバーが描いた絵を使用しています。



障害者差別解消法って どんな法律？

「障害を理由とした差別」を
無くすための法律です。

障害のあるなしにかかわらず、
お互いの人格や個性を尊重し合いながら暮らす社会をつくるために、
行政機関や民間事業者を対象に定められました。
だれもが笑顔で暮らせるまちに向けて、ご協力をお願いします。

この法律で対象になる 「障害のある人」とは

身体障害、知的障害、精神障害
(発達障害を含む)、そのほか心身
の機能障害により日常生活や社会
生活が困難になっている人です。

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

この法律で対象になる 「民間事業者」とは

一般的な企業やお店だけでなく、
個人事業者、非営利事業を
行う社会福祉法人や特定非営利
活動法人も対象になります。

障害者差別解消法で 定めているのは？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、
「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」 とは

障害のある人に対して、障害を理由と
してサービスの提供を拒否したり、障害
のない人にはつけない条件をつけるこ
となどです。正当な理由がある場合は、
障害のある人にその理由を説明して理
解を得るよう努める必要があります。

具体例はP3・P4を参照

「合理的配慮の提供」 とは

障害のある人から何か配慮
を求める意思を伝えられたと
きに、負担が重すぎない範囲
で対応することです。

具体例はP5・P6を参照



「不当な差別的取扱い」 ってどんなこと?

例1 飲食店で

飲食店などに入ろうとした
障害のある人を、車いすを理由に断った。



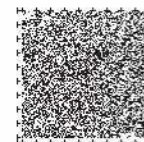
例2 不動産の賃貸契約で

アパートやマンションを
借りようとしている人を、
障害を理由に断った。



例3 各種入会手続きで

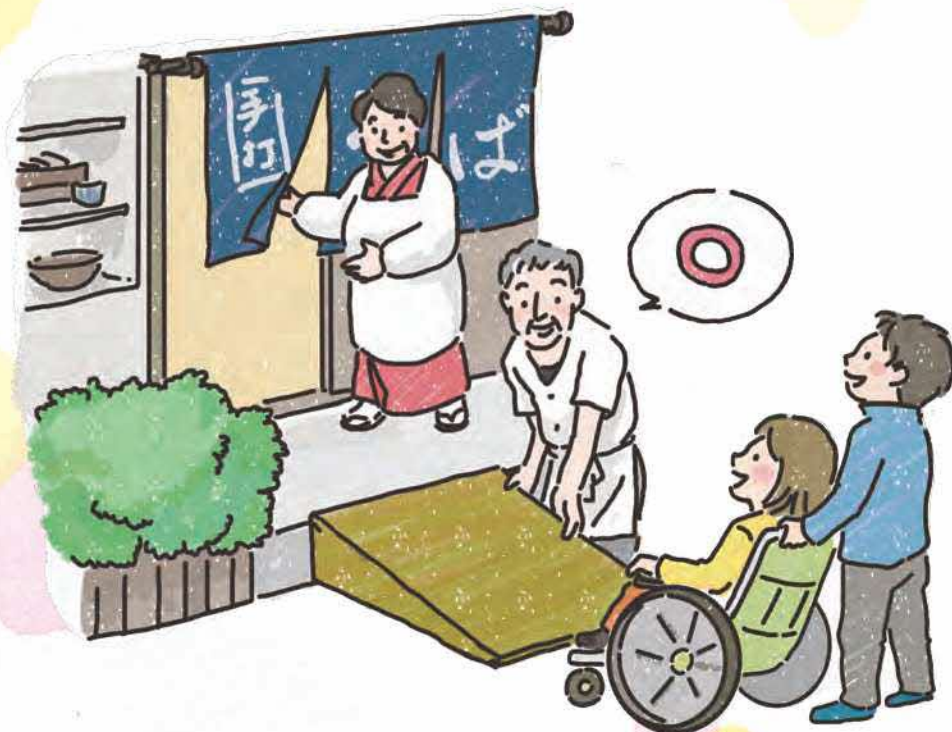
カルチャーセンターや
スポーツクラブに
入会しようとした人を、
障害を理由に断った。



「合理的配慮の提供」 ってどんなこと？

例1 飲食店で

車いすを利用している人などのために、
出入り口にスロープをつけて段差をなくす工夫をした。



例2 視覚障害の方からの申し出に



書類の内容を
読み上げながら、
説明した。

例3 聴覚障害の方からの申し出に



手続きの方法を
筆談やタブレット端末で
説明した。

